

【一般衛生管理計画一様式】

1) 原材料のはちみつを搬入し、製造する場合のポイント

①	作業場・工場に搬入する原材料の確認	いつ　　原材料の搬入時　その他（　　）
		どのように
		※はちみつ製造業者がはちみつを購入する場合、動物用医薬品の使用状況に問題がないことを確認すること。
②	作業場・工場に搬入後の原材料の保管場所の衛生管理	いつ　　作業前、作業後、業務終了後、その他（　　）
		どのように
		問題が あったとき
③	作業場・工場の衛生管理	いつ　　作業前、作業後、業務終了後、その他（　　）
		どのように
		問題が あったとき
④	製品製造時の衛生管理（ろ過器、フィルター等の機器、製品用容器の清掃）	いつ　　作業前、作業後、業務終了後、その他（　　）
		どのように
		問題が あったとき
⑤	製品保管場所の衛生管理	いつ　　製品の保管前　業務終了後、その他（　　）
		どのように
		問題が あったとき
⑥	従業員の衛生管理	いつ　　作業前、作業中、業務終了後、その他（　　）
		どのように
		問題が あったとき
⑦	手洗いの実施	いつ　　作業場・工場に入室する前、その他（　　）
		どのように
		問題が あったとき

【重要管理点一様式】

重要管理点のポイント					
分類	管理点の対象	管理方法	管理基準	実施時期・頻度	改善措置
異物の混入がないこと	フィルターの目の細かさ及び欠損の有無				
	製品内の異物の混入				
乳児ボツリヌス症の注意表示	乳児ボツリヌス症の注意喚起表示の貼付				